

# つがる西北五広域連合病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規程

令和2年3月26日病院事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年つがる西北五広域連合条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に定める会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 病院事業職員のうち、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 病院事業職員のうち、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 常勤職員 病院事業職員のうち、つがる西北五広域連合職員定数条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第4号）第3条に規定する職員定数に含まれるものをいう。

一部改正〔令和3年13号〕

(給与)

第3条 給料は、次条に規定する給料表により支給する。

- 2 住宅、宿所、食事、制服その他これらに類する有価物が支給される場合においては、これを給与の一部として、その会計年度任用職員の給与から控除する。ただし、予算又は条例の規定に基づいて支給される場合は、この限りでない。
- 3 給与は、すべて通貨で全額を支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 4 いかなる給与も条例又は本規程に基づかずに会計年度任用職員に対して支払い、又は支給してはならない。
- 5 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(職務の分類及び給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲及び当該給料表は別表第1のとおりとする。

- (1) 会計年度任用職員 医療職給料表（一）
- (2) 会計年度任用職員 医療職給料表（二）
- (3) 会計年度任用職員 医療職給料表（三）
- (4) 会計年度任用職員 医療職給料表（四）
- (5) 会計年度任用職員 行政職給料表（一）
- (6) 会計年度任用職員 行政職給料表（二）

2 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、前項の給料表により会計年度任用職員に給料を支給しなければならない。

（パートタイム会計年度任用職員の給料）

第5条 パートタイム会計年度任用職員の給料は日額とし、医師及び歯科医師を除くパートタイム会計年度任用職員の給料の日額は、前条第1項第2号から第6号までの規定する給料表にあるパートタイム会計年度任用職員の1時間当たりの給料単価に、1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。ただし、医師及び歯科医師を除くパートタイム会計年度任用職員のうち給料が日額に抛り難いとして管理者が認めるものに対しては、給料を時給とすることができる。

2 医師及び歯科医師のパートタイム会計年度任用職員の給料の日額は、前条第1項第1号に規定する会計年度任用職員 医療職給料表（一）パートタイム会計年度任用職員の表で定める1時間当たりの給料単価の上限額の中で、その者の従事する業務内容及び経験年数を勘案し、管理者がその都度、1時間当たりの給料単価を定め、これに勤務時間数を乗じて算定するものとする。

3 医師及び歯科医師のパートタイム会計年度任用職員の1時間当たりの給料単価が定め難い場合には、前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）パートタイム会計年度任用職員の表で定める日額の給料単価の上限額の中で、その者の従事する業務内容及び経験年数を勘案し、管理者がその都度、定めるものとする。

一部改正〔令和3年19号〕

（給料の計算及び支払方法）

第6条 会計年度任用職員の給料の計算期間、支給日その他の支給方法については、次の各号に定めるもののほか、常勤職員の支給の例による。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により会計年度任用職員が育児休業をしている期間については、給料は支給しない。
- (2) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている会計年度任用職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）が在職した期間のうち、短縮された時間については、給料は支給しない。
- (3) 前2号の規定により勤務しなかった場合に支給しない給料の勤務1時間当たりの給料単価については、第18条の規定により算定した額とする。
- (4) パートタイム会計年度任用職員の給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、翌月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。

一部改正〔令和4年3号〕

（会計年度任用職員の給料の号給）

第7条 新たに会計年度任用職員（医師及び歯科医師並びに研修医を除く。）となったものの給料の基礎号給（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1時間当たりの給料単価の基礎号給。以下同じ。）は、その者が採用された職種により適用される第4条第1項各号に規定する給料表ごとに別表第2の基礎号給欄に定めるとおりとする。

2 新たに会計年度任用職員となったもののうち、医師及び歯科医師の基礎号給は、第4条第1項第1号に規定する会計年度任用職員 医療職給料表（一）フルタイム会計年度任用職員の表のうちから、その者の従事する業務内容及び経験年数を勘案し、管理者がその都度、個

別に定めるものとする。

- 3 新たに会計年度任用職員となったもののうち、研修医の基礎号給は、1年目の研修医にあつては第4条第1項第4号に定める会計年度任用職員 医療職給料表（四）の1級1号給とし、2年目の研修医にあつては同表の1級2号給とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、新たに会計年度任用職員（医師及び歯科医師並びに研修医を除く。）となったもののうち次の各号に該当するものは、それぞれ当該各号（各号いずれにも該当する者は、各号の規定を併用）に規定する号給を前項に規定する基礎号給に加算し、及び調整を行うこととする。
  - (1) 経験年数（会計年度任用職員として採用される同種の職務に在職した年数をいう。）を有する者は、次表左欄に定める経験年数につき、同表右欄に定める号給を加算する。

経験年数	加算号給
3月以上6月未満	1号給
6月以上9月未満	2号給
9月以上1年未満	3号給
1年	4号給
1年を超える期間	1年を超える期間について、上記左欄の経験年数ごとに、これに対応する右記の加算号給を加算

- (2) 別表第2の学歴免許等欄に規定する資格より上位の学歴免許等の資格を有する者は、つがる西北五広域連合病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（つがる西北五広域連合病院事業管理規程第17号。以下「初任給等基準規程」という。）第12条の規定の例により号給の調整を行う。
- 5 前項の規定による経験年数による号給の加算及び学歴免許等の資格による号給の調整後の基礎号給の号給は、別表第2の上限号給欄に規定する上限号給をその上限とし、これを超えることはできないものとする。
- 6 新たに会計年度任用職員となったもののうち、医師、歯科医師及び研修医については、第4項において規定する経験年数による号給の加算及び学歴免許等の資格による号給の調整は行わないものとする。

一部改正〔令和2年21号・3年19号〕

（給料の調整額）

第8条 条例第4条の規定により給料の調整を行う会計年度任用職員の職は、別表第3（1）適用区分表の職員欄に掲げる職とする。

- 2 会計年度任用職員の給料の調整額は、当該会計年度任用職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第3（2）調整基本額表の各表に掲げる調整基本額（その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第3（1）適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額 $\frac{100}{分}$ の2.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{分}$ の2.5に相当する額とする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当の支給要件及び支給方法は、常勤職員の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員で1月の勤務日数が10日未満となる場合には、通勤手当に $\frac{100}{分}$ の5.0を乗じて得た額を通勤手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師のパートタイム会計年度任用職員の通勤手当は、通勤に要する移動距離（出勤及び退勤時に移動する距離という。）1キロメートル当たり37円に通勤回数に乗じて得た額を通勤手当として支給する。ただし、管理者が当該職員に対し、送迎等の通勤に要する移動手段を措置した場合には、当該通勤に係る通勤手当は支給しない。

一部改正〔令和3年19号〕

（期末手当）

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第12条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、各基準日の1か月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6か月以上（任期の更新により任用期間が6か月以上となることが見込まれる場合を含む。）である会計年度任用職員に対して、それぞれの基準日の属する月の別表第4に定める日（次条及び第12条においてこれらの日と「支給日」という。）に支給する。これらの基準日1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（第36条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間において平準化した1日当たりの給料額に21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を、給料の月額とする。

4 第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

5 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 法第29条第1項の規定により停職にされている職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（つがる西北五広域連合病院事業病院運営局職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第11号。以下「病院運営局就業規程」という。）第22条第6項、つがる西北五広域連合病院事業つがる総合病院職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第12号。以下「つがる総合病院就業規程」という。）第22条第6項、つがる西北五広域連合病院事業かなぎ病院職員就業規程（令和2年つがる西北五広

- 域連合病院事業管理規程第13号。以下「かなぎ病院就業規程」という。)第22条第6項、つがる西北五広域連合病院事業鯉ヶ沢病院職員就業規程(令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第14号。以下「鯉ヶ沢病院就業規程」という。)第22条第6項、つがる西北五広域連合病院事業つがる市民診療所職員就業規程(令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第15号。以下「つがる市民診療所就業規程」という。)第22条第6項、つがる西北五広域連合病院事業鶴田診療所職員就業規程(令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第16号。以下「鶴田診療所就業規程」という。)第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数をいう。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- 6 公務傷病等による休職者(第36条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず除算は行わない。
- 7 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第2項の在職期間に算入する。
- (1) つがる西北五広域連合の会計年度任用職員
  - (2) 他の地方公営企業の職員
  - (3) 国又は他の地方公共団体の職員
  - (4) 管理者が前3号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 前項の期間の算定については、第5項及び第6項の規定を準用する。

一部改正〔令和2年18号・2年21号・3年13号・令和4年3号〕

第11条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

2 パートタイム会計年度任用職員のうち、週の勤務時間(週により勤務時間が異なるものにあつては、期間内の勤務時間を1週間の勤務時間に平準化した勤務時間)が15時間30分未満のものについては、前条第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

3 基準日において育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない会計年度任用職員については、期末手当は支給しない。

一部改正〔令和2年18号〕

第12条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
  - 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。
  - 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
    - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
    - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
    - (3) 一時差止処分を受けた者がその在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
  - 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
  - 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
  - 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。  
（地域手当）
- 第13条 地域手当は、フルタイム会計年度任用職員のうち医師、歯科医師及び研修医に支給し、その月額は、給料月額に100分の16を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定する「給料月額」とは、次に定めるところによる。
    - (1) 条例第20条第1項の規定に基づき給料が減額される場合には、減額前の給料の月額とする。
    - (2) 法第28条第2項の規定に該当して休職されている職員の場合には、第37条に規定する支給率を乗じない給与月額とする。
  - 3 第10条第3項及び第18条に規定する「これに対する地域手当の月額」とは、給料の月額に第1項に規定する支給割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額をいう。  
（端数計算）
- 第14条 前条第1項、第10条第3項及び第18条に規定する地域手当の月額に1円未満の

端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第17条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3 前項の規定にかかわらず、病院運営局就業規程第22条、つがる総合病院就業規程第22条、かなぎ病院就業規程第22条、鱒ヶ沢病院就業規程第22条、つがる市民診療所就業規程第22条、鶴田診療所就業規程第22条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(交替制勤務等に従事する職員について、1週間当たりの勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)に満たない勤務時間が割り振られている週における次に掲げる時間は除く。)に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 当該週の勤務時間が所定勤務時間以下になる場合の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

(2) 当該週の勤務時間が所定勤務時間を超える場合の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、所定勤務時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項第1号又は第2号に定める時間を除く。)が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一部改正〔令和3年13号〕

(夜間勤務手当)

第16条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する

勤務1時間当たりの給与額の100分の25の額を夜間勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第17条 休日(毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、病院運営局就業規程第25条、つがる総合病院就業規程第25条、かなぎ病院就業規程第25条、鱒ヶ沢病院就業規程第25条、つがる市民診療所就業規程第25条、鶴田診療所就業規程第25条に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日)等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

一部改正〔令和3年13号〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる給与(地域手当及び特殊業務手当の月額については、給料月額に対する地域手当及び特殊業務手当の月額とする。)の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項に規定する時間を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 地域手当
- (2) 診療手当
- (3) 特殊業務手当
- (4) 招へい手当
- (5) 救急医療機関勤務手当

2 前項に規定する減じる時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間を減じるものとする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年3月31日までの間における祝日法による休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)及び年末年始の休日(以下この条において「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間
- (2) 育児短時間勤務職員等 前号の規定による時間に病院運営局就業規程第22条第6項、つがる総合病院就業規程第22条第6項、かなぎ病院就業規程第22条第6項、鱒ヶ沢病院就業規程第22条第6項、つがる市民診療所就業規程第22条第6項及び鶴田診療所就業規程第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

一部改正〔令和4年3号〕

(端数計算)

第19条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月の全時間数(時間外勤務手当にあつては、支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(宿日直手当)

第20条 宿日直を命じられ、その勤務に服した会計年度任用職員には、その勤務1回につき、次の表に定める額(医師にあつては手当額の上限額の中で、その者の従事する業務内容及び経験年数を勘案し、管理者がその都度、定める額)を支給する。ただし、日直勤務が5時間



未満の場合には、同表に定める額（医師にあっては管理者がその都度、定める額）の2分の1の額とする。

区 分			手当額
医師			上限額 100,000円
研修医	1年次	通常勤務	15,000円
		午後5時から11時まで	10,000円
2年次			25,000円
医師及び研修医以外の会計年度任用職員			5,900円

（特殊勤務手当）

第21条 会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症作業手当
- (2) エックス線透視手当
- (3) 夜間看護手当
- (4) 診療手当
- (5) 救急医療待機手当
- (6) 麻酔手当
- (7) 呼出手当
- (8) 抗がん剤調製手当
- (9) 分娩手当
- (10) 診療応援手当
- (11) 特殊業務手当
- (12) 招へい手当
- (13) 救急医療機関勤務手当

一部改正〔令和4年3号〕

（感染症作業手当）

第22条 感染症作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第7項に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した会計年度任用職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額290円とする。

一部改正〔令和2年18号〕

（エックス線透視手当）

第23条 エックス線透視手当は、放射線科、内視鏡室、処置室及び心臓カテーテル担当看護師以外の会計年度任用職員並びに介護を要する患者のエックス線透視及び撮影補助を行った又は手術業務に従事し、放射線を取り扱う作業に従事する会計年度任用職員支給する。

2 前項の手当の額は、日額230円とする。

（夜間看護手当）

第24条 夜間看護手当は、会計年度任用職員のうち看護師、助産師、准看護師又は看護補助者が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事したときに、次の表の左欄に掲げる従事時

間数の区分に応じ、同表の右欄に定める額を支給する。ただし、看護補助者にあつては当該手当額に100分の80を乗じて得た額とする。

時 間	手当額
午後10時から翌日の午前5時までの全時間	7,300円
4時間以上	3,550円
2時間以上4時間未満	3,100円
2時間未満	2,150円

2 前項の手当の額は、勤務1回につき支給する。ただし、月の初日から末日までの期間において、当該勤務が通算して9回目以上の勤務の場合は、前項に掲げる額に100分の200を乗じて得た額を支給する。

一部改正〔令和3年13号〕

(診療手当)

第25条 診療手当は、フルタイム会計年度任用職員のうち診療に従事した医師及び研修医に支給する。

2 医師に対する前項の手当の額は、その者の経験年数を勘案し、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(平成24年病院事業管理規程第18号)第55条第1項の表の手当額から管理者が決定する。

3 研修医に対する第1項の手当の額は、次の表に定める額とする。

区分	手当額
1年目	167,500円
2年目	168,500円

(救急医療待機手当)

第26条 救急医療待機手当は、会計年度任用職員が救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所に休日又は正規の勤務時間外に待機することを命ぜられたときに支給し、その額は、待機1回につき次の表に定める額とする。

区 分	手当額
午前8時15分から午後5時まで待機した場合	3,100円
午後5時から翌日の午前8時15分まで待機した場合	ただし、24時間待機した場合は 6,200円

(麻酔手当)

第27条 麻酔手当は、会計年度任用職員のうち全身麻酔施行に従事した医師(麻酔科医以外の医師であつて、当該医師の属する診療科以外の診療科に係る麻酔を施行したものに限る。)に支給する

2 前項の手当の額は、1回につき5,000円とする。

(呼出手当)

第28条 休日又は正規の勤務時間外に救急、手術対応等に呼び出された職員に、自宅から勤務場所までの往復距離に1キロメートル当たり37円を乗じた額を、呼出手当として支給する。複数回の呼出にあつては、当該回数に応じた往復距離の合算距離を基に支給する。

(抗がん剤調製手当)

第29条 抗がん剤調製手当は、会計年度任用職員のうち抗がん剤調製を行った薬剤師、看護師に支給する。

2 前項の手当の額は、1回（1患者）につき230円を支給する。

（分娩手当）

第30条 分娩手当は、会計年度任用職員のうち医師が分娩の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1分娩につき10,000円とする。

（診療応援手当）

第31条 診療応援手当は、会計年度任用職員のうち研修医がつがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成22年つがる西北五広域連合条例第4号）第1項第2号において規定する病院又は診療所うち、研修医が所属する病院又は診療所以外の診療施設の求めに応じて、当該施設において診療に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、診療日1日につき23,000円とする。

3 前項の診療日1日の診療時間は4時間とし、4時間を超過した場合は、前項の手当額に1時間につき5,000円を加算する。

4 研修医が診療応援先で局部麻酔小手術を行った場合には、手術料加算として、第2項の手当額に患者1人につき10,000円を支給する。

5 研修医が診療応援先で内視鏡検査を行った場合には、治療加算として、第2項の手当額に患者1人につき10,000円を支給する。

（特殊業務手当）

第32条 特殊業務手当は、下記の職種区分に応じ次の表のとおりとする。

区 分	手当額
薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	給料月額額の100分の6
管理栄養士、視能訓練士、臨床工学技士、歯科衛生士、 歯科技工士	給料月額額の100分の4
外来・処置室の放射線科の担当看護師並びに救急外来・ 検査の内視鏡室及び心臓カテーテル担当看護師	給料月額額の100分の4

（招へい手当）

第33条 招へい手当は、医師確保のため、会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員であって管理者が特に認める医師に支給する。

2 前項の手当の額は、250,000円を上限額とし、その者の従事する業務内容及び経過年数を勘案し、管理者がその都度、個別に定めるものとする。

（救急医療機関勤務手当）

第33条の2 救急医療機関勤務手当は、つがる総合病院、かなぎ病院及び鱒ヶ沢病院に勤務する看護師、助産師、保健師又は准看護師であって、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1月につき当該各号に定める額を支給する。

(1) フルタイム会計年度任用職員 4,000円

(2) パートタイム会計年度任用職員 前号の規定による額に病院運営局就業規程第22条第1項第3号、つがる総合病院就業規程第22条第1項第3号、かなぎ病院就業規程第22条第1項第3号、鱒ヶ沢病院就業規程第22条第1項第3号、つがる市民診療所就業規程第22条第1項第3号及び鶴田診療所就業規程第22条第1項第3号の規定により定められたその者の勤務時間（週により勤務時間が異なるものにあつては、1月当たりの勤務時間を平準化した1週間当たりの勤務時間）を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。）

- (3) 育児短時間勤務職員等 第1号の規定による額に病院運営局就業規程第22条第6項、つがる総合病院就業規程第22条第6項、かなぎ病院就業規程第22条第6項、鱒ヶ沢病院就業規程第22条第6項、つがる市民診療所就業規程第22条第6項及び鶴田診療所就業規程第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。）
- 2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

一部改正〔令和4年3号〕

（手当の支給）

第34条 手当の支給方法は、常勤職員の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の手当の支給方法は、その月分を翌月の給料の支給定日までに支給する。

一部改正〔令和4年3号〕

（給与の減額）

第35条 条例第20条の規定による給与の減額は、その勤務しない1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を翌月の給与額より減額して給与を支給する。ただし、翌月の給与額のない場合は、直ちに返納させる。

（休職者の給与）

第36条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び地域手当のそれぞれの100分の60を支給することができる。
- 5 職員がつがる西北五広域連合職員の分限に関する条例（平成24年つがる西北五広域連合条例第6号）第6条に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（同条に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が公務上によると認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第10条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第10条第1項に規定する別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において第11条中「前条第1項」とあるのは、「第36条第8項」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和2年21号〕

### 第37条 削除

削除〔令和2年18号〕

(給与からの控除)

第38条 会計年度任用職員が支払等をすべき次に掲げるものについては、当該職員の給与から控除することができる。

- (1) 給与の過払金に係る返還金
- (2) 青森県市町村職員共済組合の積立貯金及び償還金並びに同共済組合が取り扱う各種保険料
- (3) 職員互助会の会費及び同会が取り扱う各種保険料等
- (4) 労働金庫の積立預金及び償還金
- (5) 職員労働組合の組合費及び各種保険料等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので病院事業管理者が別に定めるもの(支給方法等)

第39条 この規程に定めるもののほか、給与の支給方法等については、常勤職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(期末手当の算定に係る在職期間の特例)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例第1条第2項に規定する病院又は診療所(以下この項において「病院等」という。)に勤務していた臨時的任用職員であって、引き続きこの規程の適用を受けることとなった会計年度任用職員については、令和2年6月1日を基準日とする期末手当の支給に限り、本則第10条第4項の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の令和2年1月1日から令和2年3月31日の期間における病院等での臨時的任用職員としての在職期間を、本則第10条第2項の期間に通算する。

附 則 (令和2年5月28日病院事業管理規程第18号)

この規程は公表の日から施行する。ただし、本規程による改正後の第22条の規定は令和2年4月1日から適用し、感染症作業手当を支給する。

附 則 (令和2年8月6日病院事業管理規程第21号)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、本規程による改正後の第10条の規定は令和2年6月1日から適用する。  
(給与の内払い)
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (令和3年3月29日病院事業管理規程第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月21日病院事業管理規程第19号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日病院事業管理規程第3号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、改正後のつがる西北五広域連合病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規程第18条第1項、第21条及び第33条の2の規定は、令和4年2月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

（1）会計年度任用職員 医療職給料表（一）

ア パートタイム会計年度任用職員

1時間当たりの給料単価	上限額 100,000円
日額	上限額 200,000円

イ フルタイム会計年度任用職員

区分及び 職務の級 号給	給料月額			
	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000	471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300
9	274,500	358,700	419,500	489,300
10	278,500	361,400	422,200	491,400
11	282,500	364,500	424,800	493,500
12	286,500	367,700	427,500	495,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700
14	294,300	374,100	432,400	499,800
15	298,200	377,100	434,800	501,900
16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100
18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600

24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700



57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

備考 この表は、会計年度任用職員のうち医師及び歯科医師に適用する。

(2) 会計年度任用職員 医療職給料表 (二)

号給	区分及び 職務の級	パートタイム 会計年度任用職員		フルタイム 会計年度任用職員	
		1時間当たりの給料単価		給料月額	
		1級	2級	1級	2級
		円	円	円	円
1	928	1,158	151,000	188,400	
2	936	1,167	152,400	190,000	
3	945	1,177	153,800	191,600	
4	954	1,187	155,200	193,200	
5	961	1,196	156,400	194,700	
6	972	1,206	158,200	196,200	
7	982	1,215	159,900	197,800	
8	992	1,225	161,500	199,300	
9	1,002	1,234	163,100	200,900	
10	1,013	1,245	164,800	202,600	
11	1,022	1,255	166,400	204,200	
12	1,033	1,265	168,200	205,900	
13	1,043	1,274	169,700	207,300	
14	1,054	1,284	171,600	208,900	
15	1,067	1,293	173,600	210,500	
16	1,078		175,500		
17	1,090		177,400		
18	1,101		179,200		
19	1,112		181,000		
20	1,124		182,900		

21	1,135		184,700
22	1,144		186,200
23	1,153		187,700
24	1,163		189,200
25	1,172		190,800
26	1,180		192,100
27	1,190		193,600
28	1,198		195,000
29	1,207		196,500
30	1,215		197,700
31	1,223		199,000
32	1,231		200,300
33	1,239		201,700
34	1,248		203,100
35	1,256		204,400
36	1,265		205,800
37	1,271		206,900
38	1,279		208,200
39	1,287		209,500
40	1,295		210,800

備考 この表は、会計年度任用職員のうち薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

(3) 会計年度任用職員 医療職給料表 (三)

号給	区分及び 職務の級	パートタイム 会計年度任用職員		フルタイム 会計年度任用職員	
		1時間当たりの給料単価		給料月額	
		1級	2級	1級	2級
		円	円	円	円
1		1,016	1,182	165,300	192,400
2		1,024	1,195	166,700	194,500
3		1,033	1,208	168,200	196,600
4		1,042	1,220	169,600	198,600
5		1,051	1,233	171,000	200,700
6		1,060	1,247	172,500	203,000

7	1,069	1,261	174,000	205,300
8	1,078	1,275	175,500	207,500
9	1,086	1,289	176,700	209,800
10	1,096	1,298	178,400	211,200
11	1,106	1,306	180,000	212,600
12	1,115	1,314	181,500	213,800
13	1,124	1,322	182,900	215,200
14	1,136	1,331	184,900	216,600
15	1,148		186,900	

備考 この表は、会計年度任用職員のうち助産師、看護師及び准看護師に適用する。

(4) 会計年度任用職員 医療職給料表 (四)

号給	区分及び 職務の級	フルタイム 会計年度任用職員	
		給料月額	
		1 級	
			円
1		300,200	
2		303,900	

備考 この表は、会計年度任用職員のうち研修医に適用する。

(5) 会計年度任用職員 行政職給料表 (一)

号給	区分及び 職務の級	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員
		1 時間当たりの給料単価	給料月額
		1 級	1 級
		円	円
1		898	146,100
2		904	147,200
3		912	148,400
4		919	149,500
5		925	150,600
6		932	151,700
7		939	152,800
8		946	153,900
9		952	154,900
10		960	156,300
11		968	157,600

12	976	158,900
13	984	160,100
14	993	161,600
15	1,002	163,100
16	1,012	164,700
17	1,019	165,900
18	1,029	167,400
19	1,038	168,900
20	1,047	170,400
21	1,055	171,700
22	1,072	174,400
23	1,088	177,000
24	1,104	179,600
25	1,120	182,200

備考 この表は、会計年度任用職員のうち社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、医師事務作業補助者、がん登録員、薬剤助手及び事務員に適用する。

(6) 会計年度任用職員 行政職給料表 (二)

区分及び 職務の級 号給	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員
	1時間当たりの給料単価	給料月額
	1級	1級
	円	円
1	822	132,300
2	823	133,200
3	825	134,200
4	830	135,100
5	836	136,100
6	842	137,100
7	849	138,100
8	855	139,100
9	860	139,900
10	866	140,900
11	872	141,900
12	879	143,000

13	884	143,800
14	890	144,800
15	896	145,800
16	902	146,800
17	909	147,900
18	917	149,200
19	924	150,400
20	931	151,600
21	938	152,700
22	946	153,900
23	953	155,100
24	960	156,300
25	967	157,400
26	976	158,900
27	986	160,400
28	995	161,900
29	1,003	163,300
30	1,012	164,700
31	1,021	166,200
32	1,030	167,700
33	1,039	169,100
34	1,050	170,900
35	1,061	172,700
36	1,072	174,500
37	1,083	176,200
38	1,093	177,900
39	1,104	179,600
40	1,114	181,300
41	1,123	182,800
42	1,132	184,200
43	1,140	185,500
44	1,148	186,900

45	1,158	188,400
46	1,166	189,700
47	1,174	191,100
48	1,183	192,500
49	1,191	193,800

備考 この表は、会計年度任用職員のうち看護補助者、保安員、清掃作業員及び運転手に適用する。

一部改正〔令和2年21号・3年19号〕

別表第2（第7条関係） 基礎号給表

給料表区分	職種	学歴免許等	基礎号給	上限号給
会計年度任用職員 医療職給料表（二）	薬剤師	大学6卒	2級1号給	2級15号給
	診療放射線技師	短大3卒	1級16号給	1級40号給
	臨床検査技師			
	管理栄養士			
	理学療法士			
	作業療法士			
	言語聴覚士			
	視能訓練士			
	臨床工学技士			
	栄養士	短大2卒	1級10号給	1級24号給
	歯科衛生士			
	歯科技工士			
会計年度任用職員 医療職給料表（三）	助産師	短大2卒	2級1号給	2級14号給
	看護師			
	准看護師	准看護師 養成所卒	1級1号給	1級15号給
会計年度任用職員 行政職給料表（一）	社会福祉士	高校卒	1級3号給	1級25号給
	精神保健福祉士			
	診療情報管理士			
	医師事務 作業補助者		1級1号給	1級13号給
	がん登録員		1級1号給	1級5号給
	薬剤助手			
事務員				
会計年度任用職員 行政職給料表（二）	看護補助者	高校卒	1級1号給	1級29号給
	保安員		1級1号給	1級49号給
	清掃作業員		1級1号給	1級1号給
	運転手			

備考（1）この表における学歴免許等欄の学歴免許等の資格内容については、つがる西北五広

域連合病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「初任給等基準規程」という。）の別表第3学歴免許等資格区分表の定めるところによるものとする。

- (2) 学歴免許等の資格による号給の調整において、初任給等基準規程別表第3学歴免許等資格区分表3 高校卒の部(2)高校3卒の項中「上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格」には、中学校卒業後3年を経過した者で高校卒相当と認められるものを含むものとする。

別表第3（第8条関係）

(1) 適用区分表

職 種	調整数	
	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員
診療放射線技師、臨床検査技師	1	2
精神科に勤務する看護師、准看護師及び看護補助者		

(2) 調整基本額表

ア 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	6, 200円

イ 医療職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1 級	8, 000円
2 級	9, 400円

ウ 行政職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	5, 900円

別表第4（第10条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日